

認定 NPO 法人地球市民の会理事会運営規定

(目的)

第1条

この規程は、地球市民の会が行う理事会の運営ルールを明らかにし、円滑で適切な審議による意思決定、協議による意見交換、および情報共有を推進することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

全構成員の意見を適正に考慮しつつ、多種多様な最大限の問題について、最小限の時間内に、しかも、完全な意見の一致から、意見の対立による多数決に至るあらゆる状況のもとにおいて、その地球市民の会としての一般的意思を形成する。

(会議の構成)

第3条

会議は報告、審議、協議、予定連絡で構成する。

(報告)

第4条

すでに理事会で意思決定した事項の進捗や結果の事項、会長・副会長・理事長で決定した事項、会の活動に関係し今後協議・審議を必要とする可能性のある事項、会の活動に関係し審議を必要としない軽微な事項、等は報告されなければならない。

(審議)

第5条

審議に提案される事案は十分な協議を経たものである必要があり、事項は最終的に実施の可否の決定を行うものである。

2 審議の可否の採決する場合は過半数とする。特に重要な問題等は2/3の賛成を必要とする。

(協議)

第6条

協議は定められた時間内に遺漏なくあらゆる意見を出し合い、審議に向けて意見を集約していく。協議終了時、継続協議か次回審議もしくは緊急審議の上程を決す。

(会議の司会)

第7条

全体の会議の司会は理事の輪番制とし、権限者たる理事長に集中しない。

- 2 審議事項の司会は理事長が行い、賛否同数の際にのみ意思を鮮明にする。

(会議進行のルール)

第8条

地球市民の会の会議進行のルールは以下の項目によって定められる

1. 審議事項以外は定数の2/3に満ちていなくても、合意を持って定時に会議は開始される。
2. 協議事項は、会議開始時に会議出席者に加える事案はないか確認し、あった場合は加えなければならない。
3. 沈黙は、賛否を明らかにしていないのではなく、同意を意味し、同等の責任を有す。
4. 決定した議案は再度審議されない。再度審議する場合は2/3 以上の賛同が必要
5. 発言は、検討中の議題の内容に関するものに限り、1つの議題で同意見を2度以上発言しない
6. 1回の発言は3分以内に心掛ける
7. タイムキーパーを置く。
8. 発言許可権は司会にある。発言は司会の指名に従わなければならない。
9. できない理由よりもするべきか、しないでおくべきかを先に考え、出た意見には否定的な発言は禁止とし、対案は否定形ではない別の可能性を示すこととする。

付則

この規程は2013年10月1日から施行します。